

治療用装具（コルセット・ギプス・義眼 等）を購入したとき

医師（保険医）の指示により治療に必要なコルセットなどの治療用装具を作った場合の費用は、健康保険から「療養費」として 7 割（小学校就学前の乳幼児は 8 割・70～74 歳は 8 割～9 割）の払い戻しが受けられます。

療養費の対象となる「治療用装具」

- 医師（保険医）の指示にもとづいて作製されたものであること
- 患者の身体に合せて作られたオーダーメイド品であること
（オーダーメイドで作製した場合のものと同等もしくはそれに準ずる機能が得られると認められる既製品であること）
- 治療のために必要不可欠なものであること

下記は療養費の対象外になります

- 治療を目的としない症状固定後に装着したもの
- 日常生活で必要となるもの（人工肛門受便器・補聴器・松葉杖 等）
- 理学療法士・柔道整復師などの勧めにより購入したもの
- 市区町村の福祉制度から給付が受けられるもの

※ 治療用装具は種類や年齢に応じた耐用年数が定められているため、耐用年数以内の申請はできません。

手続き

下記書類を GLV 健康保険組合に提出してください

- ☐ 療養費支給申請書
- ☐ 装具作製確認書【別添 作製した装具の写真】
- ☐ 医師（保険医）の意見書、装具装着証明書
- ☐ 領収書
（装具者の氏名、装具の名称・種類およびその内訳別の価格が記載されているもの）